

共同生活ルールについて

市営住宅に入居されているみなさんの住宅は、公営住宅法に基づき国の補助を受けて和歌山市が建設したものです。

私たちが市民生活するうえで様々な決まりがあるように、市営住宅におきましても「きまり」があります。ひとりが「こんなことぐらい」とか「他人もやっているではないか」という安易な気持ちで、法の決め事破ってしまいますと正常な運営ができなくなり、市民の皆様から徴収された税金をムダに使うことにもなりかねません。

また、法令違反は、明渡し請求につながりますので十分ご注意ください。

公営住宅法や和歌山市営住宅条例をよく守り規律正しい団地生活を送ってください。

■ ■ ■ 特によくあるご質問には  マークがついています ■ ■ ■

[▼ 共用部分に物を置かない](#)

[▼ 水漏れ事故は早急な対応を](#)

[▼ カギの取扱いとお願い](#)

[▼ ガス臭い時はすぐに窓を開ける](#)

[▼ 火事、災害時はまず火の始末を](#)

[▼ 深夜・早朝の騒音に注意](#) 

[▼ ペットについて](#)

[▼ 駐車場・駐輪場について](#) 

[▼ 結露・カビの防止、お手入れについて](#)

[▼ 凍結について](#)

[▼ その他、守っていただきたいこと・お手入れしていただきたいこと](#)

共用部分に物を置かない

・公園、広場(空き地)、廊下、階段、自転車置き場、道路等は共同で使用する所ですので、お互い協力しあい、美しい団地の環境づくりを心掛けてください。
また自分が共同生活の一員であることを自覚し、次のことを守って下さい。

ア 自転車置き場は常に整頓された状態にしておきましょう。

イ 駐車場という特定の場所はありません。

(ただし、一部の団地では駐車場を設けている所もあります。)

団地内の広場は入居者全員の憩いの場所であり、火災時の避難場所ですので駐車をしないでください。

また、道路への駐車も交通事故・災害を防止するため禁止します。

・ベランダや廊下は、緊急時(火災等)の避難経路を兼ねておりますので、大きな鉢植えやタイヤ、物置、ゴミなどを置くと、避難の妨げになり大きな被害につながりかねませんので絶対に置かないでください。



廊下や通路へ、ごみや私物を置かないでください。

水漏れ事故は早急な対応を

・洗濯機の排水ホースが外れていたり、流し台から水が溢れるなどして、床に水が大量にこぼれた場合、階下へ影響を及ぼし大変な被害となってしまいます。すぐに水を止めこぼれた水をタオル等で吸い取ってください。

・日頃より、水道栓の開閉、ホースの挿し込み、配水管の詰まりなどの管理はしっかりと行ってください。

・ベランダでの水まきは、階下への漏水になることがありますので十分ご注意ください。なお、ベランダの排水口はゴミ等が詰まりやすいのでこまめに掃除を行ってください。

・玄関室内の土間部分は、防水されていない為、水をまいての掃除は行わないでください。

《 防 止 策 》

※洗濯機の排水ホースは排水口にきちっと差し込んでください。

※キッチン、浴室などの排水口はこまめに掃除してください。

※油、ごみ、生理用品などは絶対に流さないでください。

※ベランダでの植木の水やりにも注意してください。

《 応 急 措 置 》

※階下に居住している方がいる場合は、階下の居住者に連絡し、ぬれては困るものを移動してもらいます。

※階下の天井の照明器具がぬれた場合は、完全に乾くまで階下の居住者にブレーカーを落としていただき、状況がひどければ電気会社にも連絡しましょう。

※お客様の不注意により階下の方へ被害が生じた場合は、費用はお客様の負担となりますのでご注意ください。

※必ず当社へご連絡ください。

[ページトップへ](#)

カギの取扱いとお願い

- ・住宅のカギは、あなたの生命・財産を保護し、プライバシーを守ってくれる大切なものですから紛失したりすることのない様十分ご注意ください。
- ・万一、カギを紛失したり、盗難にあった場合はただちに当社へご連絡ください。
- ・カギに住戸番号や名前を書いた札などを付けると、紛失時大変危険ですからやめてください。
- ・カギの紛失等による緊急時の対応につきましては、お客様の責任とご負担にて直接、カギ業者へ開錠を依頼していただくこととなりますのでご注意ください。

ガス臭い時はすぐに窓を開ける

- ・部屋の中がガス臭いと感じたらすぐに窓を開け、次の手順で対処してください。

1. 窓や戸を開け換気し、ガスメーターの所の元栓を閉める。

※LPガスは、空気より重い性質ですので、下にたまります。床に近い窓を開け換気してください。

※都市ガスは、上へたまるので、天井に近い窓を開け、うちわなどで仰ぎ出してください。

- 2. 火は絶対に使用しないでください。換気扇や照明もつけてはいけません。
- 3. ガス会社へ連絡してください。
- 4. ご自分の住居に異常がないのに臭う場合は、上下階、左右のお宅や窓口の業者へ連絡してください。



火事、災害時はまず火の始末を

《 火 災 》

・就寝時や外出時は火元の確認をはじめ、たばこの消し忘れ、暖房器具のつけっぱなし等がないか注意してください。

※たばこの消し忘れは常に火災原因の上位です。寝たばこは特におやめください。

※暖房器具を使う際、寝具や衣服など燃えやすいものから離して置いてください。

※バルコニーなどは、非常時の通路となりますので物を置かないでください。

・火災が発生した場合は、次の通り対応してください。

1. 落ち着いて消火する。
2. 電気器具から火が出た場合は、ブレーカーを切り、火元に水をかけます。
3. ガス関係の時は、ガス栓を閉め、火元に水をかけます。
4. 消火器による初期消火を行っても火が消えず、炎が天井にまわってしまった場合は、119番へ通報し速やかに避難してください。
5. 被害の増大を防ぐ為、避難の際は窓やドアはできるだけ閉めます。

《 火災警報機 》

・**消防法**により、全ての住宅に『住宅用火災報知器』等の設置が義務付けられています。

万一、警報機が作動した場合には、火元を確認し早急に避難してください。

〈 電池交換 〉

・火災警報器の電池が切れそうになると、音や光の点滅などで交換時期を知らせてくれます。交換には、家庭用電源タイプと、乾電池タイプのものがありますので、交換時期に気づいたら当社までご連絡ください。

〈 作動確認 〉

・火災報知器本体からさがっている紐を引く、あるいはボタンを押すなど、時折作動確認をしてください。作動確認をしても警報が鳴らない場合は当社へご連絡ください。

〈 誤作動 〉

・火災以外で警報が鳴る、また火災以外で警報器が作動する等の場合は、調理時の煙や湯気、スプレーの使用がないか確認するとともに、窓やドアを開け換気してください。確認、換気を行っても警報器が作動する場合は、当社へご連絡ください。



《 地震 》

・地震を感じたら、まず火の始末をしましょう。

最初は軽い揺れでも、急に大きく揺れだすこともあります。地震かな？と思ったらすぐに行動しましょう。

・避難に備えて玄関のドアは開けておきます。ただし、すぐに外へ出ると落下物の危険がありますので避難は揺れがおさまってからにしましょう。

深夜・早朝の騒音に注意

・アパート、マンションなどの共同住宅では、ある程度の音は「生活音」として許容して頂かなければなりません。しかし、深夜・早朝の入浴や洗濯、掃除、テレビの音は「騒音」となりますので十分に注意してください。

〈 特にご注意いただきたい点 〉

・快適な生活を送っていただく為に、次の事項は特にお守りください。

- ※ 深夜の入浴、トイレの排水、洗濯機、ドアの開閉、階段の利用には特にご注意ください。
- ※ ステレオ、ラジオ、テレビ等を早朝・深夜に聞く場合は、ヘッドホンを使用してください。
- ※ ピアノ、ステレオ、ラジオ、テレビ等の音の出るものは壁から離して置いてください。
- ※ 音の伝わりやすい板床には、カーペットを敷くなどして音の響きがないようにしてください。
- ※ 扉の開閉は静かにしてください。近隣宅にも迷惑がかかり、壊れる原因にもなります。

ペットについて

・動物類(犬・猫・鳩等)の飼育は、鳴き声・におい・抜け毛・フン等がもとで問題が生じ、近隣の方とのトラブルの原因になります。共同生活の秩序を保つうえからもかたく禁じます。

飼育が発見された場合、条例違反により退去の措置を講ずることになります。

・敷地内で野良猫や犬にエサを与えることもやめてください。

ペットの一時預かりも禁止です
ルールを守りましょう



駐車場・駐輪場

- ・ 指定された区画以外での駐車や、近隣路上などでの駐車・駐輪は、居住者や近隣住民の皆さんのご迷惑になりますので絶対にやめてください。なお、使用しない自転車・バイクは速やかに各自で廃棄処分してください。
 - ・ 整備不良などではエンジン音が騒音となることがありますのでご注意ください。
 - ・ 荷物搬出時などに、駐車区画外などへ一時停車する場合は必ず「ハザードランプ」を点灯させ、おおむね5分以内に速やかに駐車区画へ移動してください。
 - ・ 来訪者がある場合、来客用の駐車スペースはありませんので、近隣のパーキング等をご利用ください。
 - ・ 引越時の荷物搬入などで、駐車区画に一定時間駐車する場合には、必ずフロントガラスから見える位置に連絡票等を掲示し連絡が取れるようにしてください。
 - ・ 駐車場内また駐輪場内は車等との接触事故等の可能性があり大変危険ですので、お子様を遊ばせないでください。また、駐車場内・駐輪場内の車等を傷つけた場合は、所有者より損害賠償請求を受けることもありますのでご注意ください。
- ◆ 駐車場の位置変更をご希望の方は 和歌山県住宅供給公社 ☎073-494-7471 までご連絡ください。
※ 一部お受けできない団地もあります。予めご了承ください。

駐車場内でのボール遊びや

ペットの散歩はやめましょう



無断駐車禁止

- 有料駐車場に付き、契約車両以外の無断駐車厳禁!!
- ペットの散歩・子供のあそび場使用等厳禁!!
- 万一発見した場合、不法侵入とみなし相応の罰則を請求します。
(レッカー移動・警察通報・罰金請求等)

結露・カビ防止、お手入れについて

〈 結露の防止 〉

夏に冷たい水をコップに入れておくと「露」がつくように、建物でも戸外との温度差が大きくなる季節に「結露」が発生します。機密性の良い建物ほど結露がおこりやすく、カビやクロスの剥がれ、シミの原因にもなりますので日常のお手入れが大切です。

結露を防ぐには、風通しを良くしマメに換気を行い、もし水滴が発生したら乾いた布等で速やかに拭きとってください。

〈 カビの防止 〉

梅雨時や結露の発生しやすい冬場など、押入れや家具の裏側、浴室、洗面所などに「カビ」が発生することがあります。カビの予防のためには、十分な換気を行い、家具なども壁から少し離して置くようにしましょう。また、押入れのふすま、収納(クローゼット・下駄箱)も少し開けて風通しをよくしましょう。

※ 天気の良い日は窓を開け、風通しをよくすると効果的です。

※ お風呂を使用した後は、換気扇を十分回し、窓を開け、水蒸気を除去してください。

〈 換気 〉

換気について、建築基準法の改正(平成15年7月1日施行)により、条項に該当する建物については、換気扇の常時連続運転が法で定められています。浴室とトイレの換気扇スイッチに「24時間換気」と案内が表示している建物については、以下の点にご注意ください。

1. 浴室とトイレの換気扇を停止しないようにしてください。
2. 給気口には外気からのほこりや虫を防ぐ為にフィルターを設置しています。給気口を家具等でふさがないようにし、フィルターは定期的に清掃を行ってください。
3. 給気口のシャッターは常時開けておいてください。

凍結について

・特に寒さが厳しい日の水道管の凍結を防止するには、夜寝る前に末端の水道を開け、1分間で牛乳1本分程度の水を少しずつ出しておいてください。

・浴室に追い焚き機能がついている場合は、給湯器内の凍結による配管の破裂防止の為、浴槽のお湯は全部抜かず、循環口の5cm程度上までお湯を残しておいてください。

・寒冷多雪地域については、給水栓を閉じ、給湯器を含む全ての水道蛇口を開口し、水を全部抜いてください。(水抜き栓が設置されている場合はご利用ください)

また、電動水抜き装置や凍結防止ヒーターが設置されている場合は、ブレーカーや装置の電源を落さずご利用ください。

その他、守っていただきたいこと・お手入れしていただきたいこと

・入居者のしおり、使用のしおり、修繕負担区分は必ずよく読んでください。

・薬品や、機械など建物に損害を与えたり、居住者に迷惑をかける可能性のある危険物を持ち込まないでください。

・換気扇は汚れた空気や臭いを外に出す為の必需品ですから、定期的に清掃を行い、フィルターの取替も定期的に行ってください。また、冷暖房機器のフィルターも定期的に清掃を行ってください。

台所壁付換気扇の修繕及び取替は入居者様のご負担になります。

・スイッチが室内にある電灯につきましては、電球の交換はお客様の費用負担でお願いいたします。なお、交換する電球は、指定されたワット数(器具に表示あり)のものをご使用ください。

・水道蛇口の止水コマ、パッキン等の交換、ガラスのはめ替え等の小修理はお客様のご負担となります。

[ページトップへ](#)